

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

(職員業務課)

福

島
県
報

目次

任に関する規則

規則

○子ども手当に係る知事の権限の委

規 則

子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十三号

子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項及び第百八十条の規定により、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の施行に係る次に掲げる知事の権限に属する事務は、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を任命権者とする職員に係る事務にあってはそれぞれ病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長(当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。)に、福島海区漁業調整委員会事務局の職員で専任のものに係る事務にあっては農林水産部農林水産総室農林総務課長に委任する。ただし、病院事業管理者にあっては福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)別表第一名称の欄に掲げる病院に勤務する職員以外の職員に係る第一号に掲げる事務を、教育委員会及び警察本部長にあっては第二号に掲げる事務を、農林水産部農林水産総室農林総務課長にあっては第一号に掲げる事務を除く。

一 第十六条第一項の規定により読み替えられる第六条第一項の認定

二 第十六条第一項の規定により読み替えられる第七条第一項の規定による支給

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。